



保証継続報告書

独立行政法人 情報処理推進機構
理事長 藤原 武平 

変更TOE

申請受付日（受付番号）	平成19年6月7日（IT継続7026）
認証番号	C0088
申請者	富士通株式会社
TOEの名称 / TOEのバージョン	IPCOM EXシリーズ ファームウェア セキュリティコンポーネント V1.1.00
適合する保証パッケージ	EAL1
開発者	富士通株式会社

上記の変更TOEについて、以下のとおり保証継続の結果を報告します。

平成19年7月26日

セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 田淵 治樹

評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づき、
変更TOEに対して保証継続の検証がされた。

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 2.3

Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 2.3

認証結果：合格

「IPCOM EXシリーズ ファームウェア セキュリティコンポーネント V1.1.00」（変更TOE）は、独立行政法人 情報処理推進機構が定めるIT製品等のITセキュリティ認証申請手続等に関する規程に従い、定められた規格に基づいて検証した結果、継続TOEとして、保証が継続されることを確認した。

目次

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	保証継続識別	1
1.2.1	変更TOE識別	1
1.2.2	認証TOE識別	1
1.2.3	認証TOEのST識別	2
1.2.4	認証TOEの認証報告書識別	2
1.3	保証継続の認証	2
1.4	報告概要	3
1.4.1	変更の記述	3
1.4.2	変更された開発者証拠	6
1.4.3	変更TOE添付ドキュメント	6
2	認証機関による保証継続実施及び結果	7
2.1	実施概要	7
2.2	認証実施	7
3	結論	8
3.1	認証結果	8
3.2	注意事項	8
4	用語	9
5	参照	10

1 全体要約

1.1 はじめに

この保証継続報告書は、認証済みのTOE「IPCOM EXシリーズ ファームウェア セキュリティコンポーネント V1.0.00」（以下「認証TOE」という。）を変更した「IPCOM EXシリーズ ファームウェア セキュリティコンポーネント V1.1.00」（以下「変更TOE」という。）の保証継続について、認証結果を申請者である富士通株式会社に報告するものである。

本保証継続報告書の読者は、本書と共に、以下に示す認証報告書、認証TOEのST、及び変更TOEに添付されるマニュアル（詳細は「1.4.3 変更TOE添付ドキュメント」を参照のこと）を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、認証TOEのSTにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は変更TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本保証継続報告書は、変更TOEに対して、認証TOEと同じ保証レベルを与える保証継続についての認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

1.2 保証継続識別

1.2.1 変更TOE識別

本保証継続の対象とする変更TOEは以下である。

名称 / バージョン : IPCOM EXシリーズ ファームウェア セキュリティ
コンポーネント V1.1.00
開発者 : 富士通株式会社

1.2.2 認証TOE識別

本保証継続の認証TOEは以下のとおりである。

認証番号 : C0088
名称 / バージョン : IPCOM EXシリーズ ファームウェア セキュリティ
コンポーネント V1.0.00
開発者 : 富士通株式会社
保証レベル : EAL1

1.2.3 認証TOEのST識別

本保証継続の認証TOEのSTは以下のとおりである。

名称： IPCOM EXシリーズ ファームウェア セキュリティ
コンポーネント セキュリティターゲット
バージョン： 2.5
作成日： 2007年03月12日
作成者： 富士通株式会社

1.2.4 認証TOEの認証報告書識別

本保証継続の認証TOEの認証報告書は以下のとおりである。

TOEの名称： IPCOM EXシリーズ ファームウェア セキュリティ
コンポーネント V1.1.00
受付番号： IT認証6105
作成日： 平成19年3月22日
作成者： 独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセン
ター
情報セキュリティ認証室

1.3 保証継続の認証

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程」[2]に規定された内容に従い、認証機関は、開発者が作成した「影響分析報告書」[4] (以下「IAR」という。)を検証し、変更TOEに対し保証が継続されることを確認した。認証機関はIARに基づき本保証継続報告書を作成し、認証作業を終了した。

1.4 報告概要

1.4.1 変更の記述

1) 認証TOEに対する変更

注意事項の改善に伴い、TOEの非セキュリティ機能が変更され、またTOEの動作する機種種の拡大が行われた。また、TOEの識別方法を変更するために、TOEのバージョン付与ルールが変更された。これらの変更は、TOEのセキュリティ機能に影響を及ぼすものではない。

表1-1 製品に対する主な変更

変更の種類	変更目的	具体的内容
注意事項への改善	ログ情報 メール通知使用時の留意点の改善	・通知メール内のメール送信者がインターフェースアドレスではなく、ループバックアドレスになる場合があり、これを改善した。
	ログ情報 ログ情報をシステム管理者へ通知する留意点の改善	・ログの送付先をIPアドレスだけでなく、ホスト名を使用して指定することを可能にした。
	ログ情報 メール通知使用時の留意点の改善	・設定したホスト名の変更に對して、変更後のホスト名がメールの中に反映されないことの修正
新機種への対応	新機種への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハードプラットフォーム(NWモデル/INモデル)追加。以下の製品が対象となる。 ・ 富士通 IPCOM-EX1000 SC ・ 富士通 IPCOM-EX1200 SC ・ 富士通 IPCOM-EX2000 SC ・ 富士通 IPCOM-EX1000 SLB ・ 富士通 IPCOM-EX1200 SLB ・ 富士通 IPCOM-EX2000 SLB ・ 富士通 IPCOM EX2000 NW ・ 富士通 IPCOM EX1200 NW ・ 富士通 IPCOM EX1000 NW ・ 富士通 IPCOM EX2000 IN

2) 認証TOEの開発環境に対する変更

注意事項の改善及び、新機種への対応に伴い、開発者証拠（配付手続文書、開発

セキュリティ文書)に記載されている組織名称及び役職を変更した。この変更は、注意事項の改善に伴うユーザ配布文章の修正、動作機種名称の変更であり、TOEの保証内容に影響を及ぼすものではない。

表3-1 保証コンポーネントへの影響

クラス	コンポーネント名	保証手段	影響内容
構成管理 (ACM)	ACM_CAP.1	IPCOM EX1000/1200/2000 ソフトウェア説明書	以下記述削除(不要のため) 7.7 ログ情報 (5)ログ情報をシステム管理者に通知する場合 (6) メール通知使用時の留意点 ・TOE対象外機能に関する記述追加のため、TOE機能記述箇所の章番号の変更あり
		IPCOM EXの版数管理体系仕様書	影響なし
配布と運用 (ADO)	ADO_IGS.1	IPCOM EX1000/EX1200/EX2000 取扱説明書	TOE機能記述に変更なし。ただし、新機種対応のため、バージョン変更あり
		IPCOM EXシリーズ事例集	TOE機能記述に変更なし。ただし、新機種対応のため、バージョン変更あり
		IPCOM EXシリーズ ユーザーズガイド	・NW/IN機種に関するアクセス制御のデフォルト値対応。 ・新機種の記述追加のため、章番号の変更
開発(ADV)	ADV_FSP.1	ファイアウォール実装説明書	・TOE機能記述箇所の章番号の変更あり
		IPCOM EX1000/1200/2000 ソフトウェア説明書	・以下記述削除(不要のため) 7.7 ログ情報 (5)ログ情報をシステム管理者に通知する場合 (6) メール通知使用時の留意点 ・新機種の記述追加のため、章番号の変更

		IPCOM EX1000/1200/2000 基本設計書 ファイアウォール機能編	変更なし
		IPCOM EX シ リ ー ズ E10L10 NTP機能仕様書	変更なし
		IPCOM EXシリーズ ユー ザーズガイド	・NW/INモデルに関するアクセス制御のデフォルト値対応。 ・新機種の記述追加のため、章番号の変更
		IPCOM EXシリーズ コマン ドリファレンスガイド	・新機種の記述追加のため章番号の変更
		IPCOM EXシリーズ コン ソールリファレンスガイド	・新機種の記述追加のため章番号の変更
		IPCOM EX シリーズ保守ガ イド	・新機種の記述追加のため章番号の変更
	ADV_RCR.1	ファイアウォール実装説明書	・新機種の記述追加のため章番号の変更
ガイダンス (AGD)	AGD_ADM.1 AGD_USR.1	IPCOM EX1000/1200/2000 ソフトウェア説明書	・以下記述削除(不要のため) 7.7 ログ情報 (5)ログ情報をシステム管理者に通知する場合 (6) メール通知使用時の留意点 ・TOE対象外機能に関する記述追加のため、TOE機能記述箇所の章番号の変更あり
		IPCOM EX1000/EX1200/EX2000 取 扱説明書	・TOE機能記述に変更なし。 ただし、TOE対象外機能に関する記述追加のため、バージョン変更あり
		IPCOM EXシリーズ事例集	・TOE機能記述に変更なし。 ただし、新機種対応のため、バージョン変更あり
		IPCOM EX シリーズ保守ガ イド	・新機種の記述追加のため章番号の変更
		IPCOM EXシリーズ ユー	・NW/INモデルに関するアク

		ザースガイド	セス制御のデフォルト値対応。 ・新機種の記述追加のため章番号の変更
		IPCOM EXシリーズ コマンドリファレンスガイド	・新機種の記述追加のため章番号の変更
		IPCOM EXシリーズ コンソールリファレンスガイド	・新機種の記述追加のため章番号の変更
テ ス ト (ATE)	ATE_IND.1	対象なし	

1.4.2 変更された開発者証拠

TOEへの変更は、以前に認証TOEのために提出された開発者証拠の一部への変更を必要とした。変更された開発者証拠は、正確に識別され、改訂版が作成された。

1.4.3 変更TOE添付ドキュメント

変更TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

- ・ IPCOM EX1000/1200/2000 ソフトウェア説明書 E10L202007年3月
- ・ IPCOM EXシリーズ ユーザーズガイド E10L20 2007年3月
- ・ IPCOM EXシリーズ事例集 E10L20 2007年3月
- ・ IPCOM EX1000/EX1200/EX2000取扱説明書 E10L20 2007年3月
- ・ IPCOM EX シリーズ保守ガイド E10L20 2007年3月
- ・ IPCOM EXシリーズ コマンドリファレンスガイド E10L20 2007年3月
- ・ IPCOM EXシリーズ コンソールリファレンスガイド E10L20 2007年3月

2 認証機関による保証継続実施及び結果

2.1 実施概要

保証継続は、平成19年6月7日に申請を受け付けし、本保証継続報告書の完成をもって完了した。認証機関は、開発者から保証継続に要するIARの提供を受け、変更TOEに対する影響を調査した。

2.2 認証実施

認証の過程で開発者より提出されるIARについて以下の検証を実施した。

認証TOEに対する変更について、正しく記述されていること。

変更によって、変更する開発者証拠は妥当であること。

開発者証拠の変更が、変更TOEに対する影響分析の結果について、開発者の判断の根拠が妥当であること。

3 結論

3.1 認証結果

提出されたIARを検証した結果、認証機関は、認証TOEに対する変更が本変更TOEにおいても認証TOEのEAL1保証要件を満たしており、変更TOEに対する保証への影響がないことを確認した。また、開発者が実施したレグレッションテストの結果より、変更TOEの動作に影響がないことを確認した。

3.2 注意事項

特になし。

4 用語

本保証継続報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation
IAR	Impact Analysis Report

本報告書で使用された用語を以下に示す。

IAR	影響分析報告書
認証TOE	評価され認証書が発行されたTOEのバージョンのことをいう。
変更TOE	認証TOEに対して、変更が加えられた異なるバージョンをいう。
継続TOE	認証TOEに対して継続プロセスを経て以前の認証の適用が認められた変更TOEをいう。認証TOEに対して与えられた同じ保証が、継続TOEにも適用される。

5 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCS-01
- [2] ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構 CCM-02
- [3] ITセキュリティ認証に係る保証継続ガイドライン 平成19年5月 独立行政法人 情報処理推進機構
- [4] IPCOM EXシリーズ ファームウェア セキュリティコンポーネント V1.1.00影響分析報告書 Version1.0 2007年6月6日 富士通株式会社